

飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

飯能市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、令和 2 年 2 月 27 日に「飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえた本市の基本方針に基づき、市民の皆様の命と健康を守ることを最優先に感染防止対策に取り組んできました。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症法の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）上の季節性インフルエンザと同類の 5 類感染症に位置づける方針が決定され、同日、位置づけが変更されました。これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止され、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部」についても、特措法第 25 条の規定に基づき廃止されました。

このことから、本市においても、5 月 9 日をもって「飯能市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、全国的に下げ止まり傾向にあることから、本市では、下記のとおり基本的な感染防止対策を継続するとともに、市民への周知を実施します。

○本市の基本的な感染防止対策

1. マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とします。
2. 手指の消毒・除菌については、希望する者に対し手指消毒の機会を提供するため、公共施設での消毒液を設置します。
3. 市役所窓口等のパーティションなどの仕切りは、飛沫を遮断するものとして有効であることから、カウンターなど窓口に設置します。
4. 「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気の励行」等を継続します。